

2 高保体第 974 号
令和 3 年 1 月 22 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長
高 等 学 校 課 長
特 別 支 援 教 育 課 長
（ 公 印 省 略 ）

新型コロナウイルス感染状況に伴う県立学校の対応について
(令和 3 年 1 月 22 日時点)

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、標題の件について、県立学校に対して別添（写し）のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

【担当】	高知県教育委員会事務局
保健体育課	小谷、中内（088-821-4900）
高等学校課	山中、岩河（088-821-4907）
特別支援教育課	濱口、吉井（088-821-4741）

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染状況に伴う県立学校の対応について（令和 3 年 1 月 22 日時点）

日頃は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力いただきありがとうございます。

本日開催された高知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県のステージが特別警戒（赤）から警戒（オレンジ）に引き下げられました。ここ数日は高知市保健所管内において、県立学校を含む複数の学校で高校生の感染が確認されていますが、総合的に判断し、各教科等及び部活動については下記及び別紙 1、2 のとおりとしますので、児童生徒及び教職員への周知をお願いします。

併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 各教科等について

各教科等の活動については、全ての県立学校において、衛生管理マニュアル（P48～）に示されている【レベル 1】に準じた取組をお願いします。

学校生活全般における具体的な活動場面（各教科等、部活動、食事、図書館、清掃活動、休み時間、登下校など）において、感染防止対策を徹底してください。

2 部活動について

(1) 部活動の対応は **1月26日（火）から2月14日（日）まで**、下表のとおりとする（別紙 1）。

	区分	練習時間（活動時間）	練習試合等
全ての県立学校	Ⅲ 部活動（一部制限）	平日 2 時間・休日 3 時間	・県外との練習試合は禁止 ・合宿は禁止

県では、他県との往来等を 2 月 7 日（日）まで制限しているため、2 月 8 日（月）以降の県の対応方針や県内の感染状況を踏まえ判断することから 2 月 14 日（日）までとし、15 日以降の部活動の考え方については、2 月 12 日（金）をめぐりに通知します。

(2) 部活動を実施する場合は、「部活動を実施する場合の注意事項について（別紙 2）」に基づき行うこと。

(3) 1 月の県内の感染者数は減少傾向にあるが、特に高等学校において、学校内や寮での感染が確認されるなど、厳しい状況にあることから、活動をする際は感染防止対策を十分に行うとともに、生徒及び顧問の体調管理をしっかりと行うこと。

(4) 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状が見られる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。

(5) 県内での練習試合の実施にあたっては、必ず校長が確認したうえで、少ない参加校で練習時間として定められた時間内での活動とすること。

(6) この期間に開催が予定されている公式戦等への出場については、校長の判断により認めることとし、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底すること。

(7) 感染者が発生した部は感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかつた部員についても健康状態を確認するため、1 週間程度、当該部活動に停止期間を設けること。

3 その他

これまでの通知や部活動における注意点等を精査して、2 月中旬頃をめぐりに改めて県のステージに対応した部活動の考え方の区分を示す予定です。

【担当】 高知県教育委員会事務局

保健体育課 小谷、中内（088-821-4900）

高等学校課 山中、岩河（088-821-4907）

特別支援教育課 濱口、吉井（088-821-4741）

県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の臨時休業等の判断基準に基づいた部活動の考え方（区分）
（学校において感染者を出さない、生徒を守る）

県教委の考え方	
IV	直近7日間において感染者が確認されていない ○開校
III	直近7日間において感染者が、3日に1度程度の確認に収まっている ○開校
II	直近7日間において感染者が、2日に1度程度の確認に収まっている ○開校
I	直近7日間において感染者が、日々連続して確認されている ○開校 ●休業

部活動の考え方	
IV	☆部活動（通常） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・平日3時間まで（校長の許可） ・休日4時間まで（校長の許可） ・感染防止対策を行ったうえで通常の活動を行う ・時間を延長する場合には、新たに保護者、生徒本人の了解を得たうえで、校長が認めた場合とする なお、活動中における生徒の健康管理や新型コロナウイルス感染症対策について、顧問はより一層の注意を払うこととする
全ての県立学校	
III	☆部活動（一部制限） ・平日2時間程度まで ・休日3時間程度まで ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 慎重に検討する ・県内における練習試合・公式戦への参加は、状況により 慎重に検討する
II	☆部活動（一部制限） ・平日1時間程度まで ・休日1時間程度まで ・活動日数は、状況により検討する ・なるべく個人での活動とする ・密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は 行わない ・県内における練習試合・公式戦へは 参加しない
I	★部活動（禁止） ・学校や公共施設での活動は 不可とする ・各自が自宅で自主練習とする



◆三密の回避
（密閉・密集・密接）



◆感染症対策の3つのポイント
・感染源を絶つこと
・感染経路を絶つこと
・抵抗力を高めること

〈部活動における感染防止対策〉

- 生徒の怪我防止
（徐々に強度や難易度を高める）
- 発熱や咳などの風邪の症状が見られる時は、自宅で休養
- 活動時間や休養日（部活動ガイドラインに準拠）
- こまめな換気（練習場所・更衣室等）
- 手洗いの徹底
- 消毒の実施（共用物、手を触れる場所等）
- タオル、ドリンクは各自が準備
- 練習以外での十分な距離の確保
- 体温・体調チェック表
- 多数の生徒が集まり呼吸が激しくなる運動は避ける
- 大声を出すような活動は避ける
- マスクの着用（移動時、活動以外時等）

* 各福祉保健所管内の感染状況を踏まえて判断

* 部活動ガイドラインに準拠した活動とする。
* 県外遠征（県の自粛要請の解除及び、行き先の自治体の感染状況を踏まえ校長が判断する）
* 原則として上表のとおりとするが、活動内容の制限については、生活圏等における感染状況によって学校が判断できることとする。なお、個別に判断する際は、部活動の実施は学校が開校している場合に限る。



高知市保健所	幡多福祉保健所	須崎福祉保健所	中央東福祉保健所	中央西福祉保健所	安芸福祉保健所
高知市	宿毛市・土佐清水市・四万十市・黒潮町・大月町・三原村	須崎市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町	南国市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村	土佐市・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村

* 特に運動部活動の実施については県の考え方を基本としつつ、各中央競技団体及び公益財団法人日本スポーツ協会等が示す方針や通知を踏まえ対応する。

部活動を実施する場合の注意事項について（令和3年1月22日時点）

〈部活動から感染者を出さない、拡大させないために〉

- 部活動でクラスターが発生すると、長期にわたる休業措置が必要となるなど、学校教育活動に多大な影響を与えます。部活動の生徒は、自己管理の徹底や部活動でのルールを遵守しなければなりません。今までの感染例からも、部活動終了後にマスクを外した大声での会話や、休日の部活動後の昼食時などに大きな声や長時間マスクを外して会話をするなど、部活動以外の場面においても感染が確認されていることから、生徒に対して感染を防止するための行動をするよう、顧問の先生方が指導を徹底してください。

〈県の対応の目安のステージについて〉

- 現在、県の対応の目安のステージの設定や保健所管内における感染者数等の状況を踏まえたうえで検討し、部活動の考え方の区分（制限内容）を決定しています。
- 今後、県の対応の目安のステージが再び特別警戒（赤）に引き上げられた場合には、部活動の考え方の区分を「Ⅲ 部活動（一部制限）」から「Ⅱ 部活動（一部制限）」に変更するものとします。その際には、改めて通知します。

〈日常的な練習やミーティングなどの活動について〉

- 部活動を実施するにあたり、衛生管理マニュアル（P48～）に示されている【レベル1】に準じた取組をお願いします。
- 部活動の実施にあたっては、県内の感染状況や学校における感染者発生状況などを十分に念頭においたうえで、生徒及び顧問の体調管理をしっかりと行い、体調の悪い生徒は絶対に参加させないよう慎重に対応してください。
- 顧問等は活動内容等の工夫を行い、指導の際には必ずマスクを着用し、生徒にも可能な限りマスクを着用させてください。（活動時に着用ができなくても、休憩中やミーティング時など、距離がとれず会話をする場合は、マスクを着用させる）
- 発熱等の症状がある生徒・顧問及び、家族に発熱等の症状が見られる生徒・顧問は、部活動に参加させないようにすること。

〈練習試合・合同練習・遠征・公式戦・発表会・合宿について〉

- 県内における練習試合は、慎重に検討し、文部科学省が示す衛生管理マニュアル及び各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに十分な感染防止対策を行ったうえで、実施すること。
- 県内での練習試合の実施にあたっては、必ず校長が確認したうえで、少ない参加校で練習時間として定められた時間内での活動とすること。
- 県外との練習試合（県外へ行く場合、県外を招く場合）については、2月14日（日）まで禁止します。
- この期間に開催が予定されている公式戦等への出場については、校長の判断により認めることとし、各中央競技団体が示すガイドライン等をもとに感染防止対策を徹底すること。
- 合宿などの活動（寝食を共にするなど）については、2月14日（日）まで禁止します。

〈部内で感染者が発生した場合の対応について〉

- 感染者が発生した部は感染拡大防止の観点から、活動場所及び部室等の消毒を行い、濃厚接触者とならなかった部員についても健康状態を確認するため、1週間程度、当該部活動に停止期間を設けること。